

ています。この目標所得は、各市で「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定め、その中に明記し、都に同意を得なければなりません。都と協議し、同意を得ることができたラインとして目標所得200万円となっています。

(12) 農業共済はJAで作ったハウスでなくても加入できるのか？

→ できます。

(13) 市内の農業従事者の平均年齢は？

→ 市内の農業従事者の平均年齢は2010年農林業センサスの値で63.5歳となっています。

「北多摩地区農業委員会連合会・優秀農業経営者表彰」及び「東京都農業会議・農業功労者表彰」

2月10日に東村山市で優秀農業経営者表彰の表彰式が行われました。当市からは貫井北町の高橋博さんが見事受賞されました。高橋博さんは、キウイフルーツなどの生産、小学校のイモ掘り体験や圃場の見学会、地域住民へのイチゴの畝売りなど、農業技術の高さと地域住民との積極的な交流活動が評価されました。



〔受賞した高橋博さん(上段中央)〕

農業功労者表彰は、2月26日に昭島市で行われ、前原町の鈴木義平さんが見事受賞されました。鈴木義平さんは、平成20年7月に農業委員に就任し、平成23年7月からは農業委員会会長として小金井農業の発展に寄与されました。そのほか、農業経営者クラブの常任相談役等も務め、その功績は顕著です。

農業委員会では、2月26日に市内で農業振興連合会長(高橋堅治さん)、農業経営者クラブ会長職務代理(鴨下雅一さん)、JA統括支店長(村越荘一郎さん)を来賓に招き、両受賞者の祝賀会を開催いたしました。まことにおめでとうございます。



〔受賞した鈴木義平さん〕

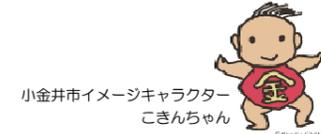
～ 会長の部屋 ～

1月の支部別座談会は、多くの皆様にご参加いただき、まことにありがとうございました。農業委員会は、農業者で作る唯一の行政機関です。これから都市農業振興基本法(案)の審議等、農業行政に大きな動きが予想されますので、今後の農業委員会活動にご理解とご協力をお願いいたします。

小金井市農業委員会

会長 高橋 全一

小金井市農業委員会だより



平成27年4月
第9号
小金井市農業委員会
小金井市本町6-6-3
TEL:042-387-9882
FAX:042-386-2609
＜発行協力＞
農業経営者クラブ
JA東京むさし

第65回小金井市農業祭が開催されました



〔物産の品評会会場〕



〔植木の品評会会場〕



〔交流センター北側歩道上のテント〕



〔毎年恒例の宝船〕

平成26年11月8日(土)、9日(日)に、第65回小金井市農業祭がJR武蔵小金井駅南側のロータリー歩道上とフェスティバルコートで開催されました。

今回は、フェスティバルコートだけを使用して、「植木と物産の品評会」を開催しました。植木と物産の品評会を同じ場所で行うことにより、一体感が生まれ、より多くの方に品評会を見ていただくことができました。その反面、会場が手狭になり、模擬店が少なく、賑やかに欠けるなどの意見もありました。

次回の農業祭では、今回の新たな取組みも検討材料のひとつとし、「小金井らしい農業祭」を目指していきます。

品評会の出品点数

今回の出品点数は、物産の部870点、植木の部339点、立毛の部48点、合計で1,257点となり、昨年とほぼ同様の出品点数でした。

今年は2月に記録的な降雪があり、都内でもハウスが倒壊するなど、甚大な被害をもたらしました。また、6月には雹も降り、気候天災が非常に多い年でした。そうした中でも、本品評会には優秀な出品物が多く見られました。



〔物産の審査の様子〕

物産の部		植木の部		立毛の部	
平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度
870点	863点	競技・一般木252点	一般木276点	夏野菜(ハウス)10点	夏野菜(ハウス)15点
		盆栽45点	盆栽48点	夏野菜(露地)11点	夏野菜(露地)17点
		寄せ植え42点	寄せ植え38点	秋野菜・ウド21点	秋野菜・ウド14点
				小規模(夏・秋)6点	小規模(夏・秋)9点
		合計339点	合計362点	合計48点	合計55点

都知事賞と市長賞の受賞者

特別賞の都知事賞と市長賞は、次の方が受賞されました。まことにおめでとうございます。表彰式は平成26年12月12日にJA小金井支店で行いました。

物産の部	東京都知事賞	緑町支部	鴨下幸男さん	イチゴ
	小金井市長賞	桜町支部	加藤正雄さん	ブロッコリー
植木の部	東京都知事賞	貫井坂下支部	鈴木貴光さん	ツバキ
	小金井市長賞	関野町支部	杉山利男さん	ビバーナム
立毛の部	小金井市長賞	緑町支部	鴨下幸男さん	ナス



〔出品物の即売〕



〔開会式の様子〕

よって、近隣から煙や臭いで悪影響を受けているという苦情が行政にあった場合には、市から野焼きをやめていただく指導に行くこととなっています。

農業委員会としては、宅地化が進み、現実的に野焼きが難しい現状を鑑み、市に何らかの方法でナスのガラや剪定枝を市で処分できないか、建議の中で求めるよう検討しています。

(4) 過去に農地転用したのものでも、一定期間、良好な農地として管理していれば、生産緑地の追加指定の対象として欲しい。

→ 平成26年度の建議の中で市長へ既にお願ひしてあります。

(5) 生産緑地の追加指定で、農地は2メートル以上接道していることが要件とされているが、緩和できないか。

→ 現在の生産緑地法では、生産緑地は将来的に公共施設などに利用することが前提となっています。よって、現在は接道が必要となっています。しかし、今後「都市農業振興基本法(案)」の制定が議論されています。都市農業が法律上明確に位置付けられるので、そのタイミングで緩和を求められるものは求めています。

(6) 生産緑地の追加指定の面積要件は？

→ 生産緑地の面積要件は500㎡です。現在ある生産緑地(同一名義)と一体で500㎡以上でもかまいません。

(7) 農業者年金の加入要件に「60日以上耕作している」とあるが、これは農地基本台帳で確認するのか。

→ そのとおりです。60日以上耕作を行っている方がいる場合には必ずご記入ください。

(8) 畑だけに使用している水道があるが、下水道料金も支払っている。どうしたらよいか。

→ 市役所第二庁舎4階に下水道課がありますので、ご相談ください。

(9) 梅のPPV(プラムポックスウイルス)は怎么样了か。

→ 以前、小平市で発生がありましたが、その後、小金井市に広がったという報告はありません。

(10) 納税猶予適用農地では、簡単な農機具小屋も認められないのか。

→ これは、税務署の権限となりますが、納税猶予制度は租税特別措置法第70条で定められ、あくまでも「農地」のみにかかる相続税の納税を猶予するものです。ですので、原則として農機具小屋や出荷調整を行う小屋などは対象となりません。相続税申告の際、その部分のみ納税猶予を受けない形で申告をしてください。

(11) 市の認定・認証農業者の目標所得200万円の根拠はなにか。

→ 国の政策として、どうしても補助は大規模農家にまとめる方向があります。国の認定農業者の基準は600万円で、都では小規模農家が多いので300万円としています。さらに小金井市では200万円まで下げ

支部別座談会を開催しました

農業委員会とJA各支部合同で、平成27年1月22日から28日まで、5会場で座談会を開催し、100人以上の農業者の皆様に参加していただきました。頂いたご意見・ご質問は今後の農業委員会活動で行う建議・要望活動の参考とさせていただきます。ここでは、各支部から頂いた主なご意見、ご質問を紹介します。



〔座談会の様子〕

(1) 落葉堆肥の自粛解除はどうなっていますか？早く解除になって欲しい。

→ 平成25年9月に、農水省から「落葉堆肥の自粛解除にむけた具体的な方針」が示されました。その方針に基づき、「有機質土壌改良資材等の生産利用計画書」を東京都が作成し、農林水産省に提出しました。その計画書には、落葉堆肥の生産・施用を希望する農家が掲載されています。現在、落葉堆肥をサンプリングし、東京都で放射能検査を行っている最中です(平成27年1月現在)。検査結果は間もなく出され、その結果により、施用の自粛が解除される見込みです。

(2) 納税猶予を公共用地として提供する場合は、猶予されている税を免除するようにして欲しい。

→ 猶予されている税自体の免除は難しいのが現状です。しかし、利子税については、「平成26年4月1日から平成33年3月31日までの間に特例適用農地等を収用等のために譲渡した場合には、利子税の全額(平成26年4月以前は2分の1)を免除されることとなっています。

(3) 農業で出たナスのガラや剪定枝などは、家庭ごみではなく、事業系のごみとして少量ずつ回収してもらおうか、各自処分するしかない。以前は野焼きができたので、問題なかったが、基本的に野焼きができないので、市で回収してもらえないか？また、野焼きは病害虫の防除のためであれば行ってはよいのではないか？

→ 野焼きは「廃棄物処理法」では病害虫の防除であれば行ってもよいことになっています。しかし、においや煙などによる周辺環境への影響が無いことが前提です。これは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、行政は良好な生活環境を保全し健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境の確保を求められているからです。

農業委員会が建議書の提出をしました

小金井市農業委員会では、前期の農業委員会にて、平成26年5月20日に「小金井市農業施策に関する建議」を市長に提出しました。建議書の内容は以下のとおりです。

～ 建議内容 ～

小金井市の農地は、都市化の進展、相続、農業従事者の高齢化などにより、平成20年1月時点で84.8ヘクタールあった農地は、5年後の平成25年1月には75.2ヘクタールとなり、近年5年間で9.6ヘクタール(11.3%)減少しています。

本市にとって農業とは、安全で新鮮な農産物を供給することはもちろんのこと、災害時の避難場所を確保する防災機能や、食農教育、環境保全、健康維持、レジャーなどに大きく役立っています。また、多くの市民の皆様も農業が果たす様々な役割を理解し、農地と農業は共通の財産として、その保全を望んでいます。

地方分権が進む中、画一的な農業施策だけではなく、本市にとって真に必要な農業施策に取り組むことが求められています。市内の農地の減少を少しでも緩和させ、農業の振興と魅力あるまちづくりを積極的に推進するため、「農業委員会等に関する法律第6条第3項」の規定に基づき、ここに建議いたします。

<1 生産緑地の追加指定制度について>

生産緑地の追加指定は、長期に渡り安定的に農地を保全することができる重要な手段である。現在は、「農地法による農地転用の届出」を行った農地は、追加指定の対象とならないことになっている。生産緑地面積を増やすため、農地転用を行っても、一定期間良好に肥培管理されている農地は、追加指定の対象としていただきたい。

<2 固定資産税(償却資産)について>

農業経営の効率化を図るため、ビニールハウスやトラクターなどを導入した場合、事業に使用している資産として固定資産税(償却資産)が課税されることとなっている。農業施設や機械の導入を促し、農業振興を推進するため、固定資産税(償却資産)についての減免制度の創設を検討していただきたい。

<3 野良猫対策について>

住宅密集地を中心に、野良猫がビニールハウスを破いたり、種や苗を掘りおこしたり、畑をふん尿で荒らすなどの被害が出ている。

農業被害と不幸な猫を減少させるため、他の自治体の取り組みを参考に、野良猫への餌やりの規制や不妊・去勢手術費用の助成などの対策を行っていただきたい。

<4 認定・認証農業者制度について>

認定・認証農業者の農業経営改善計画を支援するため、平成22年度に農業経営改善計画支援補助金が整備された。平成22年度は認定・認証農業者が23人であったが、平成26年時点では、28人に増えているので、補助金の予算額を250万円から300万円程度に増額していただきたい。



〔建議書を提出する鈴木前会長と市長〕

農業委員会の委員改選

平成26年7月20日に小金井市農業委員として、16人の方が就任されました。（選挙10人、議会推薦4人、農協推薦1人、農業共済推薦1人）

新農業委員会会長の挨拶



高橋 金一
(農業共済推薦)

このたび、委員の皆様方の御推挙によりまして、農業委員会会長の要職に就くことになりましたことは、身に余る光栄でありまして、心から感謝をしております次第でございます。

責任の重さを一層痛感いたしておりますが、皆様方の御推薦を受けました上は、本市農業の発展に誠心誠意努力する覚悟でございます。

皆様方には、今まで以上に御支援・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

新農業委員の紹介

会長職務代理



高橋 正彦
(梶野町地区)
(公選)



鈴木 沢七
(坂上南地区)
(公選)



遠藤百合子
(学識経験者)
(議会推薦)

委員



杉山 薫
(関野町地区)
(公選)



山中 保二
(緑町地区)
(公選)



大久保政男
(前原町地区)
(公選)



本橋 隆
(坂上北・桜町地区)
(公選)



橋本 尚幸
(東部地区)
(公選)



紀 由紀子
(学識経験者)
(議会推薦)



高橋 堅治
(学識経験者)
(農協推薦)



水上 洋志
(学識経験者)
(議会推薦)



中川徳三郎
(本町地区)
(公選)



大澤 利之
(貫井坂下地区)
(公選)



斎藤 康夫
(学識経験者)
(議会推薦)



渡邊 泰広
(中山谷地区)
(公選)

農業委員会とは

農地等の利用関係の調整を行うとともに、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与することを目的とした農業・農民の利益を代表する機関として、「農業委員会等に関する法律」に基づき設置されている行政委員会です。

小金井市農業委員会は、16人の委員と3人の事務局（経済課兼務）で構成され、会長と会長職務代理は委員の中から互選で決定しています。

＜農業委員会の主な業務＞

① 毎月20日前後に開催される農業委員会の開催

主な議案として、相続税納税猶予制度や生産緑地制度などの諸証明業務を行います。会長、地区担当委員、事務局で委員会が開催される1週間前に現地調査を行った上で、農業委員会で協議・議決を行います。よって、議決を要する証明は、前月末日締めで翌月の20日の農業委員会で証明することとなりますので、なるべく早めに申請してください。

※ 議決を要する証明

- ・納税猶予関係：適格者証明、3年ごとの継続証明など
- ・生産緑地関係：主たる従事者証明など
- ・その他、農地法で議決を要するものなど

② 担当地区内の農地の管理

特に生産緑地と納税猶予適用農地については、税制上のこともありますので、地区担当委員や事務局から適正な管理をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

③ 各種表彰事業への推薦

北多摩地区農業委員会連合会の優秀農業者表彰、東京都農業会議による企業的・後継者・功労者表彰などへ推薦を行います。

④ 建議・要望活動

適宜、農業施策に関する建議要望を行政へ行います。

⑤ 支部別座談会の開催

毎年1月末頃に各支部の皆様と座談会を開催し、農業委員会からの情報提供と、農業者の皆様のご意見を伺います。頂いたご意見は農業委員会で協議し、建議など必要な措置をとります。

⑥ 農作物生産状況調査

⑦ 農地基本台帳調査

⑧ 農業経営者クラブ活動への協力

⑨ 全国農業新聞の普及推進

⑩ 農業者年金の普及推進

⑪ その他、視察研修会の実施など



〔農地パトロールの様子〕